

令和 7 年度静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会
自主研修助成事業助成金交付要綱

第 1 目的

静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会は、会員の地域包括支援センター・在宅介護支援センターに勤務する職員（以下「会員職員」という。）の自主的な研修活動を奨励し、職員の資質の向上等を図るため、自主研修助成事業を実施する研修グループに対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

第 2 助成の対象及び助成額

(1) 対象事業

助成の対象は、次のいずれにも該当する研修とする。

- ア 会員職員が自主的に行う研修（業務の一環として行われる研修は、その活動が勤務時間外に行われるものであっても助成対象外とする）
- イ 会員職員が原則として 3 人以上参加する研修グループの研修
- ウ 集合研修を原則として年間 6 回以上行う研修

(2) 対象経費

助成の対象経費は、研修に要する次の経費とする。

- ア 消耗品費
- イ 会場使用料
- ウ 資料購入費
- エ 講師謝金
- オ その他会長が特に必要と認めた経費

(3) 助成額

1 研修グループに対する助成の額は、原則として 50,000 円を限度とする。

第 3 交付申請

助成金の交付を受けようとする研修グループは、別紙の交付申請書（様式第 1 号）を令和 7 年 7 月 4 日（金）までに事務局に提出するものとする。

第 4 交付の決定

会長は、第 3 による交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、助成を決定し、研修グループに対し、速やかに交付決定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

第 5 実施報告

助成の決定を受けた研修グループは、令和 8 年 3 月 13 日（金）までに実施報告書（様式第 3 号）を事務局に提出するものとする。

第6 助成の確定及び助成金の支払い

会長は、第5による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、助成金を速やかに支払うものとする。

第7 成果の公表

助成金の交付を受けた研修グループは、その研修活動成果を公表することとし、協議会の研修等において発表等に努めるものとする。

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年度分の助成金から適用する。
- 2 この要綱は、平成17年度分の助成金から適用する。
- 3 この要綱は、平成18年度分の助成金から適用する。
- 4 この要綱は、平成24年度分の助成金から適用する。

(様式第 1 号)

令和 7 年度自主研修助成事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会

会 長 下 谷 信 雄 様

申請者 自主研修グループ名 :
 グループの代表者氏名 :
 代表者所属のセンター名 :

下記により自主研修事業を実施したいので、自主研修助成事業助成金の交付を申請します。

記

1 研修グループ参加者（氏名 職種 所属施設等）

2 研修実施計画（研修の内容、期間、方法、経費等）

(様式第 2 号)

第 号
令和 年 月 日

様

静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会
会 長 下 谷 信 雄

助成金の交付の決定について

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会自主研修助成事業助成金の交付について次のとおり決定します。

なお、交付要綱第 5 によりその内容を審査した結果、交付が適当と認められないときは、この決定を取り消すことがあります。

1 決定の内容

- (1) 金 額 円
- (2) 交付の対象

2 交付の条件

令和 7 年度静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会自主研修助成事業助成金交付要綱を遵守すること。

(様式第 3 号)

令和 7 年度自主研修助成事業実施報告書

令和 年 月 日

静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会

会 長 下 谷 信 雄 様

申請者 自主研修グループ名

グループ代表者氏名

下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1 研修グループ参加者（所属、氏名）

2 研修内容（研修方法や研修成果等）

3 集合研修（開催の月日、場所、参加者数、講師等）

4 経費（領収書を裏面に添付）

ア 消耗品費	円
イ 会場使用料	円
ウ 資料購入費	円
エ 講師謝金	円
オ その他	円

5 助成金払い込み金融機関口座

(1) 金融機関名及び口座の種類

(2) 口座の名義

(3) 口座番号